

第一期 秋田いきいきワーク推進会議

これまでの取組・課題と方向について
(仮称)

令和〇年〇月

秋田いきいきワーク推進会議

目 次

はじめに

I 秋田県内の「働き方」をめぐる現状・変化

- 1 秋田県内における人口と労働者の年齢・性別構成等の現状・変化
- 2 労働市場の現状・変化
- 3 若者の「働き方」の現状・変化
- 4 男女の「働き方」の現状・変化
- 5 高齢者の「働き方」の現状・変化
- 6 労働時間・休業の現状・変化
- 7 賃金の現状・変化

II 秋田県内の「働き方」に関する課題と方向

- 1 共通する課題・方向
- 2 個別論点に関するこれまでの取組・課題・方向
 - (1) 働き方改革（長時間労働の抑制・年次有給休暇の取得促進など）
 - (2) 正社員以外の労働者の正社員転換と処遇改善
 - (3) 外国人材の受入れ
 - (4) 高齢者の活躍推進
 - (5) 女性の活躍推進

III 今後取り組む課題

《参考》

- (1) 秋田いきいきワーク推進会議設置要綱
- (2) 秋田いきいきワーク推進会議会員名簿（令和2年度まで）
- (3) 秋田いきいきワーク推進会議検討部会開催要綱
- (4) 秋田いきいきワーク推進会議検討部会名簿（令和2年度まで）

I 秋田県内の「働き方」をめぐる現状・変化

1 秋田県内における人口と労働者の年齢・性別構成等の現状・変化

(文章、図・グラフ等を記載。以下2～7同じ)

2 労働市場の現状・変化

3 若者の「働き方」の現状・変化

4 男女の「働き方」の現状・変化

5 高齢者の「働き方」の現状・変化

6 労働時間・休業の現状・変化

7 賃金の現状・変化

Ⅱ 秋田県内の「働き方」に関する課題と方向

1 共通する課題・方向

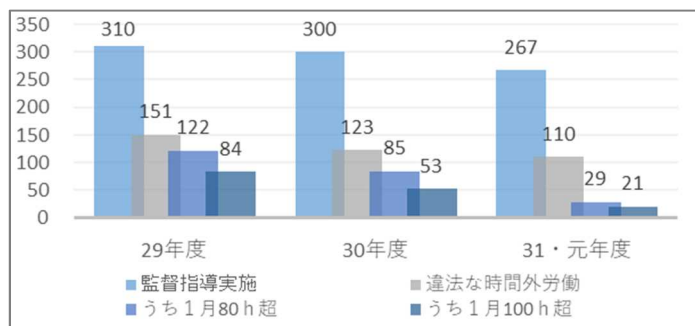
(個別論点を踏まえて作成)

2 個別論点に関するこれまでの取組・課題・方向

(1) 働き方改革

- (目標)
- 1 長時間労働の抑制
令和2年までに週60時間以上の雇用者の割合を5%以下とする。
 - 2 年次有給休暇の取得促進
令和2年までに年次有給休暇の取得率を70%以上とする。
- (結果)
- 1 長時間労働の抑制
令和元年度の週60時間以上の割合は6.8% (図1)
 - 2 年次有給休暇の取得促進
年次有給休暇の取得率 37.6% (図2)

図1



※図1の31・元年度の数値は速報値

図1 出典：秋田労働局労働基準部監督課が作成。各種情報から長時間労働が疑われる事業場等を対象に監督指導を実施した結果を示している。

図2

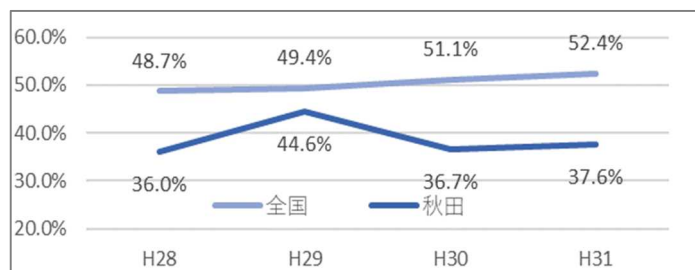


図2 出典：就労条件総合調査の特別集計から厚生労働省雇用環境・均等局職業生活両立課が作成。年数表示は調査年を示しており、各数値は表示年の前年の状況を示している。

①これまでの取組

a 長時間労働の抑制

(労働局)

- 長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導 1,140 事業場（平成28年度から令和元年度）
 - ・うち労働基準関係法令違反があったもの 838 事業（73.5%）
 - ・うち違法な時間外労働があったもの 539 事業場（47.3%）

(秋田県)

- 「長時間労働是正・有給休暇取得推進」のテーマで働き方改革推進リーダー養成講座を開催

(連合秋田)

- 教職員の長時間労働是正を考えるシンポジウム
2017年11月3日（金）、秋田県教職員組合・連合秋田・秋田魁新報社の共催で教職員の長時間労働を考えるシンポジウムを開催し、一般参加者も含め約230名が参加。
- 全国一斉集中労働相談のダイヤルの取り組み
毎年12月に「STOP！長時間労働～あなたの働き方は大丈夫？～」や「知っていますか？36協定」など長時間労働の削減をテーマに労働相談を実施。あわせて世論喚起・労働相談の周知を目的として、組合役員や連合秋田議員懇談会会員による街頭宣行動を県内全域で展開。

(経営者協会)

- 会員に対して実施した「雇用動向調査」によれば「36協定を既に見直した」、「見直す予定である」という企業は一昨年が42%であるのに対し昨年は60%と着実に増加しているが、長時間労働の最大の原因となっている「人手不足」についていえば、今後コロナ禍による影響は大きく、長時間労働削減の流れが進行するかどうか不透明な部分がある。

b 年次有給休暇の取得促進

(労働局)

- 年休取得促進の広報活動
毎年10月の取得促進期間、4・5月のゴールデンウィーク、夏季、年末年始の時期に、県内各団体、市町村等への周知協力依頼を実施
- 労働局幹部による企業訪問の実施 H28～H30年度 44事業所
- 働き方・休み方改善コンサルタント等による助言・指導
企業訪問等による啓発指導 H28～R1年度 759事業所
相談対応業務 H28～R1年度 101件
ワークショップの開催 H28～R1年度 17回 164事業所 182人
- 監督指導時に「年次有給休暇の適正化」に係る指導を実施

(秋田県)

- 「長時間労働是正・有給休暇取得推進」のテーマで働き方改革推進リーダー養成講座を開催

(連合秋田)

- 2019年4月に施行された改正労働基準法により法制化された「年5日の時季指定義務」に関する周知・広報。

(経営者協会)

- 会員に対して実施した「雇用動向調査」によれば、年次有給休暇の取得は、29年が57.8%、30年が64.4%、昨年が88.4%と確実に進んでおり、特に昨年は働き方改革への取組施策の中で第1位の比率となっている。

c その他

(労働局)

- 労働時間相談・支援班による支援（H30・31）
中小規模の事業場への個別訪問による支援 533件
説明会等の開催 184回・延べ約8,000社が参加
- 毎年11月の「過労死等防止啓発月間」の取組
局長による「長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組に関する要請」を実施
「過労死等防止対策推進シンポジウム」の開催
「過重労働解消キャンペーン」の実施。
- 県内企業に対し「働き方改革関連法セミナー」を実施
H30年度 局主催15回 1,684人（セミナー以外の説明会含む 合計6回 4,071人）
R1年度 局主催12回 642人（セミナー以外の説明会含む 合計43回 2,024人）
- 秋田働き方改革推進支援センターによる中小企業に対する周知啓発、相談対応
- FM秋田「秋田労働局ミニインフォメーション」を活用した周知

(秋田県)

- 上記他「業務効率化」、「多様な人が働きやすい環境整備」のテーマで働き方改革推進リーダー養成講座を開催
- 人材確保推進員による企業訪問時の情報提供（広報物の配布等）
- 働き方改革実践ガイドブックの作成、配布
- 働き方改革ワーキンググループの開催

(連合秋田)

- 「働き方改革関連法」学習会の開催
2018年11月2日(金)、秋田労働局より3名の講師を迎え、「労働時間法制の見直しについて」、「雇用に関わらない公正な待遇の確保について」の

二本立ての学習会を 開催した。構成組織の担当者や役員約 40 名が参加。

②課題

(部会を経て部会案を記載)

③今後の方向

(部会を経て部会案を記載)

(2) 正社員以外の労働者の正社員転換と処遇改善

(2) ~ (5) (1)と同様に記載

Ⅲ 今後取り組む課題

(部会を経て部会案を記載)